

2019年度やまがた住生活月間リーフレット作成業務委託
公募型プロポーザル実施要領

やまがた住生活月間推進会議

1 事業の概要

(1) 業務名

2019年度やまがた住生活月間リーフレット作成業務

(2) 事業の目的

国が定める住生活月間に伴い、やまがた住生活月間を創設することで県民が広く住宅の情報を取得し、良好な住宅建設を行える知識を取得するために、同期間周辺で行う県内のイベント等を集約して情報発信することで、効率よく住宅に関する知識を取得することを目的とするもの

(3) 業務内容

住生活月間周辺で行われるイベントを集約し、リーフレットを作成する。リーフレット作成の内容は、デザイン・構成、SNS・HPの創設、打合せ、営業、印刷及び納品を行う。また、印刷データ（JPEG、PDF、イラストレーター）をCD-R等へ書き込んで納品する。

営業の目的はリーフレット作成費の資金を調達することを目的とし、各団体及び一般企業より広告費等の名目で資金を徴収する。広告先の企業としては、住宅建築に係る企業を原則とする。ただし、住宅本体の建築に関わる会社（いわゆる住宅メーカー等）については、山形県内に本社を有する企業とする。（住宅関連メーカー（建材、設備機器、電気機器等）については、制限を設けないものとする。）

(4) 委託期間

契約締結日から2019年7月31日（水）まで

2 作成要領及び作成書類の内容

別添「2019年度やまがた住生活月間リーフレット作成業務委託公募型プロポーザル提案書作成要領」、「2019年度やまがた住生活月間リーフレット作成業務委託仕様書」のとおり。

3 提案下限額

400,000円（消費税及び地方消費税額を含む）

4 契約の相手方の決定方法

提出された書類の内容を審査する審査委員会を開催する。審査委員会では、あらかじめ定められた審査基準に基づき、公正な審査を行い、随意契約の相手方となる最優秀者（以下、「最優秀者」という。）と次点者を選定する。

業務委託の実施に際して、提出書類の内容をそのまま実施することを約束するものではない。選定後には、最優秀者とやまがた住生活月間推進会議（以下、「推進会議」という。）は、提出書類の内容をもとにして、業務の履行に必要な具体の履行条件などの協議と調整（以下、「交渉」という。）を行う。この交渉が整った際には、随意契約の手続きに進む。交渉が整わない場合は、次点者に選定された者が、改めて推進会議と交渉を行うことになる。

5 応募に関する事項

(1) 応募資格

本業務に応募しようとする事業者は、以下の全ての要件を満たす法人又はその他の団体（以下「法人等」という。）とする。

- ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項に規定する法人等に該当しないこと。
- ② 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- ③ 山形県財務規則（昭和 39 年 3 月県規則第 9 号）第 125 条第 5 項の競争入札参加者資格者名簿に登載されていること。
- ④ 山形県内に事業所（本社・支社又は営業所）を有すること。

(2) 失格事項

提出された提案書が、次のいずれかに該当する場合やその他不正な行為があった時は失格とする。

- ① この要領に定めた資格・要件が備わっていないとき。
- ② 提出書類に虚偽又は不正があったとき。

6 質疑と回答

質疑は、別紙様式 1 により FAX 又は電子メールで受け付けをする。FAX 及び電子メールのあて先は、「1 2 お問合せ先」を確認すること。送信後は、電話により着信を確認すること。質疑と回答の内容は、下記 HP に提案書の提出期限の日まで掲載する。

受付期限：2019年4月8日（月）まで

HP：<http://yjk.or.jp>

7 審査

別添「2019年度やまがた住生活月間リーフレット作成業務委託公募型プロポーザル審査要領」に基づき実施する。

9 審査結果

審査結果は、2019年4月26日（金）中に、全ての参加者に文書を発送する。なお、本件に関して情報の開示請求があった場合は、山形県情報公開条例等に基づいて対処する。

10 スケジュール

2019年4月22日（月）正午	提出書類締め切り
2019年4月下旬	審査委員会
2019年4月下旬	審査結果通知

11 提出書類の取扱い

- (1) 提出された書類は返却しないものとする。
- (2) 提出された書類は、必要に応じ複写（推進会議内での使用に限る。）する。
- (3) 提出された書類は、山形県情報公開条例等に基づき、開示請求があった場合には対象文書として原則開示することになる。なお、事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は、同条例第6条第1項（3）号の規定により非開示となるので、提出書類の該当部分と非開示とする具体的な理由を別紙様式2により提出すること。開示・非開示の判断は様式2に基づき行うものではなく、様式2を参考に同条例に基づき、推進会議が客観的に判断する。
- (4) 契約者以外の提出書類の内容については、提案者の承諾なしに利用することはない。

12 お問い合わせ先

山形県すまい・まちづくり公社（正式名称：山形県住宅供給公社）

総務企画課 担当者 千葉、長岡

TEL 023-631-2230

FAX 023-631-2244

E-mail : soumu@yjk.or.jp

13 その他

- (1) 提案書類等の作成に要する全ての費用は提案者の負担とする。

様式1

2019年 月 日
やまがた住生活月間推進会議

所在地
事業者名
代表者名
担当者名
電話・FAX
E-mail

印

2019年度やまがた住生活月間リーフレット作成業務委託 質問用紙

やまがた住生活月間推進会議

所在地
事業者名
代表者名 印

山形県情報公開条例に基づき、開示請求があった場合に、提案書類を開示することにより、今後弊社が事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害する部分及びその具体的な理由は次のとおりです。

開示すると支障が生じる書類（書類の頁・箇所等）	支障が生じる理由・生じる支障の内容を具体的に記入してください。